

こども総合保険、普通傷害保険、自転車総合保険 をお申し込みいただくお客さまへ

団体契約加入者用 重要事項説明書

2018年1月1日以降保険始期契約用
2018年9月版

(注) 加入依頼書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

AIG損害保険株式会社

この書面では、こども総合保険、普通傷害保険、自転車総合保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」など)についてご説明しています。事前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

「自動更新のご案内」または「継続のご案内」をお受け取りになったお客さまはご契約の更新(継続)前に必ず、この書面の文言を以下のとおり読み替えてご確認ください。
◆「お申し込み」「お申込み」「申込」→「更新」または「継続」
◆「パンフレット」→「自動更新のご案内」または「継続のご案内」、および「補償概要」

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

お申込みに際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください

お申込みの内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。

この書面は、お申込みに関するすべての内容を記載しているものではありません。ご契約者である団体にお渡しする「保険の約款」により、ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。



このマークに記載の項目は、「重要事項説明書の補足事項」^(※)に記載されています。

(※)「重要事項説明書の補足事項」は、弊社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

●加入依頼者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

1 契約申込前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

- この保険は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(骨折、やけどなど)をした場合などに、保険金をお支払いします。
- この保険は団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方)とする団体保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は契約者である団体が有します。加入される保険の名称、ご契約者となる団体名等につきましては、パンフレット・加入依頼書などをご参照ください。
- 基本となる補償およびセットすることができる主な特約(任意セット特約)はパンフレットにてご確認ください。

(2) 補償内容等

① 補償内容

契約概要

注意喚起情報

[保険金をお支払いする主な場合] [保険金をお支払いしない主な場合]、および特約の詳細については、パンフレットにてご確認ください。

② 補償の重複

注意喚起情報

育英費用補償、個人賠償責任補償、携行品損害補償などのお申込みにあたっては、補償内容が同様の保険契約(この保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、お申し込みください。

なお、パンフレットに記載の各プラン(特約の組み合わせ)の内容を変更(一部の特約の追加・削除)してのご契約はできませんので、ご了承ください。

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更など)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

③ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

お客さまが実際にお申込みになる保険期間については、パンフレットにてご確認ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、以下の要素によって決定されます。お客さまが実際にお申込みになる保険料については、パンフレットなどにてご確認ください。

●保険金額 ●保険期間 ●仕事の内容 ●保険料払込方法 など

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、パンフレットにてご確認ください。

(4) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約申込時におけるご注意事項

(1) お申込み時のご注意

- お申込み時に、「自動車運転者」「建設作業員」「農林漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」のうち、いずれかの職業に継続的に従事される生徒・学生の方は、取扱代理店または扱者までご連絡ください。
- 職業が次の「お引受けできない職業」に該当する場合には、ご契約をお引受けできません。

お引受けできない職業

炭坑、鉱坑などの坑内で作業を行う方、スタントマン、危険が高いと弊社が判断したプロスポーツ選手、オートテスター(テストライダー)、テストパイロット、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、海面での漁業従事者、トンネル・ダム掘削工、石切・採石作業員、発破員、運転代行運転者、船舶関係従事者、バイク便運転者、ビザ宅配員、船内・沿岸・港湾における運搬作業員、火薬類・強酸・劇毒物などの危険物の製造作業員、潜水作業員、潜函工、壁面などの危険な場所で清掃を行う方、自衛官、警察官、海上保安官、消防員、麻薬取締官

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

ご契約のお申込み後、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

(3) 死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

3 契約申込後におけるご注意事項

(1) ご連絡いただきたい事項

お申込み後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

- ①加入者証記載の住所・電話番号を変更した場合
- ②転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなった場合
- ③「自動車運転者」「建設作業員」「農林漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」のうち、いずれかの職業に継続的に従事されるようになった場合
- ④特約の追加など、契約条件を変更する場合

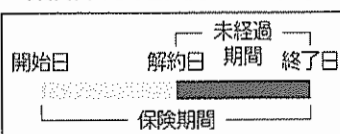
(2) 脱退(解約)時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要

注意喚起情報

ご加入後、保険契約より脱退(解約)される場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料(解約返戻金)を返還します。
- 解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。



(注) 解約時の返還保険料の計算方法につきましては、弊社ホームページ(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/contractor/rp/k/>)をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(3) 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者とご契約者が異なる場合で、一定の要件に合致するときは、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っています。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金や解約時の返還保険料(解約返戻金)などは次の割合で補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

	保険金	解約返戻金
保険期間 1年以内の契約	100%(破綻後3か月以内の事故) 80%(破綻後3か月経過後の事故)	80%
保険期間 1年を超える契約	90% ^(※)	

(※) 保険期間が5年を超える契約で、主務大臣の定める率より高い予定利率を適用している契約については、90%から追加で引き下げられることがあります。

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② グループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

また、ご本人が同意されている場合のほか、次の場合に外部へ提供する場合があります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含む)へ委託する場合
- ② 再保険の手続きをする場合
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められている範囲に限定します。上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>)

(4) 継続契約について

- 保険金請求状況や年齢、補償内容・保険料率の改定などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、同一の内容でご契約いただけないことがあります。

(5) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させた場合
- 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求に関して詐欺を行った場合
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

(6) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、「保険の約款」に

定める書類のほか、「重要事項説明書の補足事項」に記載の書類などをご提出いただく場合があります。

■ 事故が起こった場合の手続、代理請求人制度

その他

■ 共同保険、契約内容登録制度、加入者証の確認・保管

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

- 商品・ご契約内容に関するお問い合わせ
0120-338-566(通話料無料)
受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)
- ご不満・ご意見のお申出は お客さまの声室
0120-246-145(通話料無料)
受付時間:午前9時～午後6時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。
(事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。)

事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは

0120-01-9016(通話料無料)

受付時間:24時間365日

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記の指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人保険オンブズマン

03-5425-7963(通話料有料)

受付時間:平日 午前9時～12時、午後1時～5時

(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)

詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。

<http://www.hoken-ombs.or.jp>

※IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用にできない場合があります。

お申込み内容に関する確認について

弊社では、お客さまのご意向に沿った保険商品をご提案させていただくことに努めておりますが、ご提案した保険商品がお客さまのご意向に沿った内容であること、お申し込みいただくうえで特に重要な項目が正しく記入されていることを確認いただいております。お手数をおかけいたしますが、お申込みにあたり、下記の内容についてご確認いただき、ご加入いただきますようお願いいたします。

なお、ご確認の結果、修正すべき点があった場合には、ご契約内容を訂正させていただきますので、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

A 希望される主な補償や保険金額、保険期間、補償の重複、被保険者欄の記載項目などについてご確認ください。

- この保険は、ケガによる死亡・後遺障害や入院・通院などを主な補償としています。ご希望どおりであるかご確認ください。
- 「補償の内容」や「特約の内容」、「保険金額」、「保険期間」、「保険料」、「保険料の払込方法」はご希望どおりであるかご確認ください。補償内容の詳細については、パンフレットなどにてご確認ください。
(注)「保険金額」や「保険期間」などについては、ご契約内容や弊社規定などによって、ご希望に沿えない場合もございます。
- 契約者配当金制度は、この保険には適用されません。
- 既にご加入されている保険契約の一部または全てと補償が重複する場合がありますので、その保険契約の補償内容もご確認ください。
- 被保険者の「氏名」「生年月日」「性別」を正しく記入されているかご確認ください。

B 被保険者となる方の範囲についてご確認ください。

転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなった場合は、補償の継続ができなくなるため、必ずご連絡ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

お申込みの際にご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

■ の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。